

東京都遺伝子組換え作物栽培に関する指導基準(案)

平成 18 年 月 日
18 産業農振第 号

第 1 総則

1 目的

「都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針」(平成 18 年 5 月 18 日付 18 産労農振第 186 号、以下「対応指針」という。)の 5 (1) のアに基づき、遺伝子組換え作物の栽培しようとする者に対する指導を行うため、「指導基準」を設定する。

2 関係法令等

- (1) 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成 15 年法律第 97 号、以下「カルタヘナ法」という。)
- (2) 「都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針」(平成 18 年 5 月 18 日付 18 産労農振第 186 号、以下「対応指針」という。)
- (3) 「都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針の運用について」(平成 18 年 5 月 18 日付 18 産労農振第 238 号、以下「運用」という。)
- (4) 「第一種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」(平成 16 年 2 月 24 日付 15 農会第 1421 号農林水産技術会議事務局長通知、以下「実験指針」という。)
- (5) 「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え生物等に係る第一種使用規程の承認の申請について」(平成 16 年 2 月 9 日付 15 消安第 5839 号、環自野発第 040209002 号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、環境省自然環境局長通知、以下「承認申請通知」という。)

第 2 一般ほ場における交雑混入防止措置

1 一般ほ場での栽培

一般ほ場での栽培とは、遺伝子組換え作物の開放系での栽培で、「隔離ほ場の試験研究栽培」以外のものを言う。(対応指針第 3 の (3))

「開放系」での栽培とは、一般的な屋外ほ場のほか、カルタヘナ法に基づく拡散防止措置が講じられていないビニールハウス、ガラス温室などでの栽培を含む。

2 ほ場の状況及び周辺状況

遺伝子組換え作物を栽培するほ場の状況とともに、周辺ほ場の位置及び農作物栽培状況、並びに周辺の同種雑草の植生状況も十分に把握した上で栽培を開始するよう指導する。

3 指導対象

カルタヘナ法に基づく第一種使用規程で承認及び経過措置で承認がなされているとみなされる農作物のうち、都内で食用に生産される可能性が見込まれる農作物を対象とする。

周辺的一般作物だけでなく、同種の雑草等を介して交雑が拡大する可能性があるため、表に掲げる同種作物（野生化したものを含む）及び交雑する可能性のある野生植物を対象とする。

表 交雑する可能性がある同種作物及び野生植物

栽培対象作物	同種作物 (野生化したものを含む)	交雑する可能性がある 野生植物
イネ	イネ (<i>Oryza sativa</i> L.)	都内では自生植物なし
ダイズ	ダイズ (<i>Glycine max</i> L.)	ダイズ (<i>Glycine</i>) 属植物
トウモロコシ	トウモロコシ (<i>Zea mays</i> L.)、 テオシント (<i>Zea mays</i> subsp. <i>mexicana</i>)	トウモロコシ (<i>Zea</i>) 属植物
ナタネ	西洋ナタネ、ナバナ等 (<i>Brassica napus</i>)、 ハクサイ、カブ、コマツナ、チンゲンサイ、ツケナ類等 (<i>Brassica rapa</i>)、 カラシナ、タカナ等 (<i>Brassica juncea</i>) カイラン (<i>Brassica alboglabra</i>) ダイコン (<i>Raphanus</i>) 属植物	アブラナ (<i>Brassica</i>) 属植物 ダイコン (<i>Raphanus</i>) 属植物

パパイヤ	パパイヤ (Carica papaya L.)	—
------	-------------------------	---

4 交雑防止措置

同種作物等との交雑防止措置として、次の（１）または（２）のいずれかの対策を行うよう指導する。なお、開花までに栽培が終了する場合も、同様の指導を行う。

（１）隔離距離による交雑防止措置

- ① 当該栽培対象作物ごとに、表に定める同種作物（野生化したものを含む）及び交雑する可能性がある野生植物との間に、別表に定める距離以上隔離するものとする。

ただし、栽培面積、ほ場の状況等により、別表によらない距離を設ける場合がある。

- ② 表に掲げた作物以外の遺伝子組換え作物が栽培される可能性もあるため、暫定的な措置として、その他作物の隔離距離を設ける。なお、表に掲げた作物以外の遺伝子組換え作物の栽培計画が明らかになった場合、都は速やかに基準を設けるものとする。

（２）隔離距離によらない交雑防止措置

隔離距離が定められている作物の栽培であって上記（１）の措置をとらない場合には、次のいずれかの交雑防止措置をとるものとする。

- ① 開花前の摘花、除雄又は袋かけ
- ② 開花中の風、訪花昆虫による花粉の移動を防止できるネットによる被覆又は温室内での栽培
- ③ その他、評価委員会の意見を聞いて定める措置

5 混入防止措置

収穫物や種子への遺伝子組換え作物混入防止措置として、次の（１）～（５）の対策を行うよう指導する。

（１）栽培の種子、種苗の分別管理等

- ① 栽培に用いる遺伝子組換え作物の種子・種苗は、その他の作物と区分して保管・管理すること。
- ② 育苗や播種、定植の準備を行う際に他の作物の種子・種苗に混入しないよう措置すること。
- ③ 種子・種苗の管理場所から栽培ほ場に運搬する際には、他のほ場への種

子・種苗のこぼれ落ちを防止すること。

- ④ 遺伝子組換え作物の種子・種苗が、野鳥等の食害により拡散しないよう留意すること。

(2) 栽培に用いた機械施設等の洗浄等

- ① 栽培に使用する機械施設等は専用のものを用いるか、栽培に係る各作業の終了後に洗浄・清掃を行うこと。
- ② 栽培ほ場から機械を搬出する際には、栽培ほ場内で機械に付着している土や種子・種苗を払い落とすこと。

(3) 遺伝子組換え作物の収穫物の管理等

遺伝子組換え作物の収穫物については、その他の作物の収穫物と厳重に区分して保管・管理すること。

(4) 栽培終了後の遺伝子組換え作物等の処理等

遺伝子組換え作物を栽培していたほ場で栽培終了後、遺伝子組換え作物及びそのほ場にある同種作物（以下、「遺伝子組換え作物等」という。）の処理等は次によること。

- ① 当該年度の栽培終了後、必要とするもの以外の遺伝子組換え作物等は全て焼却、その他植物体を再生しないような処理を行うこと。
- ② 遺伝子組換え作物の栽培を行っていたほ場外に搬出する必要がある場合には、運搬中に遺伝子組換え作物等がこぼれ落ちることを防止するよう措置すること。

(5) 遺伝子組換え作物等を栽培したほ場での後作の取り扱い

遺伝子組換え作物等を栽培したほ場に、次期作あるいは次年度作として栽培する同種作物も、(1)～(4)の処理を行うこと。

なお、別表の隔離距離内の交雑する可能性のある野生植物についても、同様に種子の拡散防止と植物体が再生しない処理を行うこと。

6 交雑の有無を確認するための方法

同種栽培作物等との交雑の有無を確認するため、必ずモニタリング調査を実施するよう指導する。モニタリング調査は、遺伝子組換え作物を栽培する毎に行うこととする。モニタリング等の実施方法については、別に定める。

第3 隔離ほ場での試験研究栽培における交雑混入防止措置

隔離ほ場における遺伝子組換え作物の試験研究栽培をする場合は、「実験指針」に準じた措置を講ずるよう指導する。

なお、遺伝子組換え作物の試験研究栽培を行うための隔離ほ場及び試験研究機関とは、下記の要件を満たしているものをいう。

1 隔離ほ場

隔離ほ場とは、遺伝子組換え作物の栽培を行うために、一定の区画された、一般環境を模したほ場で、下記のを有すること。

- ① フェンスその他部外者を防止するための囲い
- ② 隔離ほ場である旨、部外者立入禁止、管理者の氏名を記載した標識の掲示
- ③ 意図せず遺伝子組換え作物が持ち出されることを防止するため、使用した機械や器具、靴などに付着した遺伝子組換え作物を洗浄する設備
- ④ 花粉の広範な拡散が想定される作物を栽培する場合は、花粉の飛散を減少させるための防風林・防風網等

2 試験研究機関

試験研究機関は、都内に遺伝子組換え作物を栽培するほ場を有するもの（権原に基づき使用する場合を含む）で、下記の要件を満たしていること。

- ① 国、独立行政法人または地方公共団体が試験研究を行う機関
- ② 学校教育法に規定する大学または高等専門学校
- ③ ①②以外で、試験研究を行う者は、下記の要件を満たすこと
 - ア 専ら試験研究に従事する研究員が2名以上配置されていること
 - イ 上記研究員は、学校教育法による大学または高等専門学校において生物学若しくは農学の課程を修めて卒業した者、またはこれと同等以上の学力を有する者であって2年以上の遺伝子組換え作物技術に関する試験研究の実務経験を有すること

第4 栽培に係る管理体制の整備

遺伝子組換え作物を栽培しようとする者に、次の1～5の対策を行うよう指導する。

1 管理責任者の要件

管理責任者は、当該遺伝子組換え作物の栽培を総括的に管理する能力を有する者で、ほ場の管理が可能な場所に居住し、緊急時の連絡先を明らかにする。申請者自らが管理責任者となってもよい。

2 問い合わせ窓口の設置

栽培するほ場がある区市町村、当該地域の農業委員会、農協・農業者、周辺

住民等が、電話、FAX、メール等により問い合わせができる窓口を設置する。

3 管理記録簿の作成

栽培管理、交雑の有無の確認、遺伝子組換え作物の種子・種苗、収穫物の管理・廃棄等の記録簿を作成・保管する。

4 緊急時における対応方法

交雑混入が生じた場合、または生じるおそれがある事態が発生した場合に対応する緊急体制を明確にする。組織内の連絡体制及び都等に対する連絡方法、交雑、混入の拡大を未然に防止する対応方法について、具体的に定める。

5 侵入予防措置

部外者の立入防止等を図るため、立入制限区域の明示、施錠、適切な侵入予防措置を講ずる。

第5 交雑混入による経済的被害が発生した場合の対応

遺伝子組換え作物を栽培しようとする者は、一般作物に交雑・混入が生じた場合を想定し、経済的被害を生じさせた相手への賠償に応じられるよう、あらかじめ対応方法を策定するよう指導する。

1 経済的被害の範囲

経済的被害とは、交雑・混入した一般作物の除去、回収処理、及びその栽培にかかった経費等直接的な経済的負担の範囲を指す。これは、当該作物を販売した場合の売上げ予想額や当該作物の除去等にかかる実費など、具体的な金額が明示できる範囲とする。また、交雑・混入した作物を販売した場合は、非遺伝子組換え作物として販売した場合に想定される収益との差額を対象と考える。

ただし、これは、被害の認定及び被害額の算定を行う根拠となるものではなく、被害の範囲については当事者間で協議するものとする。

2 発生確認

当該遺伝子組換え作物を栽培する者が、交雑・混入の発生の有無について、モニタリングの結果並びに科学的根拠をもって確認する。

3 対応方法の策定

当該遺伝子組換え作物を栽培する者は、一般作物に交雑・混入した場合に発

生ずる被害額を想定し、栽培計画書に、できるだけ具体的な対応方法を記載するとともに、損害賠償資金の調達方法についても記載する。

第6 栽培に係る情報提供

1 対応指針に基づいた対応

対応指針に基づき、(1)及び(2)を実施するよう指導する。

(1) 一般ほ場での栽培における情報提供

- ① 遺伝子組換え作物を栽培しようとする者が、遺伝子組換え作物の栽培を計画した場合、説明会を開催する前に、都に情報提供を行う。
- ② 栽培計画書を都に提出する前に、栽培するほ場がある区市町村、当該地域の農業委員会、農協・農業者、周辺住民等を対象とした説明会を開催する。
- ③ 栽培開始60日前までに提出する栽培計画書には、②の説明会の結果を明記する。

(2) 栽培終了時の報告

栽培計画書に記載した栽培が終了後、交雑の有無の確認結果をすみやかに都に報告する。

2 その他

対応指針及び運用の規定によらず、遺伝子組換え作物を栽培しようとする者に下記の対応を要請する。

- ① 計画書の内容については、誰でも見ることができるよう、ホームページ等を通じて公表するよう努めること。
- ② 計画書について意見が寄せられた場合には、計画書に記載した内容について、科学的根拠や関連する情報をわかりやすく説明するなど、情報提供と意見交換に努めること。
- ③ 栽培の経過について適宜ホームページ等を通じて情報提供するとともに、見学会を開催するよう努めること。
- ④ 栽培が終了した時は、栽培が終了した旨及び交雑の有無の確認結果をホームページ等に掲載するよう努めること。

第7 その他

本基準は、今後の科学的知見の変化と社会情勢の変化に合わせ、随時見直しを図っていく。

別 表

東京都遺伝子組換え作物栽培に関する指導基準第2の4の(1)に定める隔離距離

栽培対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離
イネ	300m
ダイズ	20m
トウモロコシ	1200m以上
ナタネ	1200m以上
パパイヤ ※	1200m以上
その他の作物	1200m以上

※パパイヤの交雑に関する試験結果及び文献等の資料が不十分なため、当面、その他の作物と同様の基準とする。